

11.2 EU の運用状況

11.2.1 エネルギースター導入の背景

1990 年代に EU では、エネルギー消費量及び CO₂ 排出量の増加が問題となり、これを削減する政策が講じられてきた。官民の建築物において、オフィス機器のエネルギー消費量は近年大きな問題となっており、エネルギー効率の向上は重要項目となっている。また、オフィス機器のエネルギー効率向上によるエネルギー消費量の削減は、CO₂ 排出量削減目標（京都議定書では EU で 1990 年から 8%削減）の達成だけでなく、他国からのエネルギー源の輸入依存度の低減にも寄与する。

そのため、1990 年初頭から始まっている電気製品のエネルギー消費効率に関するラベリング制度と同様に、オフィス機器の待機時消費電力の削減を目的とするラベリング制度の導入についても 1998 年頃から検討が始まった。しかし、エネルギー効率ラベリング制度の設定には、試験方法の設定や、強制基準であるエネルギー消費最低効率基準と内容の調整が必要であり、加えてオフィス機器は、国際貿易製品であることから、国際的な基準を必要としていた。

欧州におけるエネルギースター導入の目的は大きく分けて 2 つある。一つは環境面から省エネルギーと CO₂ 排出量削減であり、もう一つはオフィス機器の国際的貿易促進という市場経済的な目的である。

(1)市場経済的な目的

オフィス機器は、現在世界各国で輸出入されており、特に米国と欧州は、オフィス機器の大きな市場であるため、エネルギー効率ラベリング制度の導入に当たり、各市場間の調整が必要となる。このような状況の中で、オフィス機器について、米国で開発されたエネルギー効率ラベリング制度「エネルギースター」を欧州に導入するための合意が 2000 年に行われた。（Council Decision 2001/469/EC）。

この合意の目的は、相互の国・地域で統一されたエネルギー効率ラベリング制度を導入することにより、国・地域のオフィス機器製造事業者がラベリングを容易に取得でき、オフィス機器の国・地域間の輸出入を促進することである。

(2)省エネルギー

エネルギースターは、オフィス機器のエネルギー効率の情報を消費者に提供し、エネルギー消費効率の高いオフィス機器の入手を促進させる。また、エネルギースター適合製品を購入することにより、経済面や環境面における消費者の利益を向上させる。EU 内の第三次産業において、IT 機器による消費電力量（特に待機時消費電力量）は大きな比率を占めており、この削減が重要視されている。そのため、エネルギースターの導入による今後における省エネルギー効果（2015 年までに年間 10TWh の削減効果が予測される）の期待は大きい。

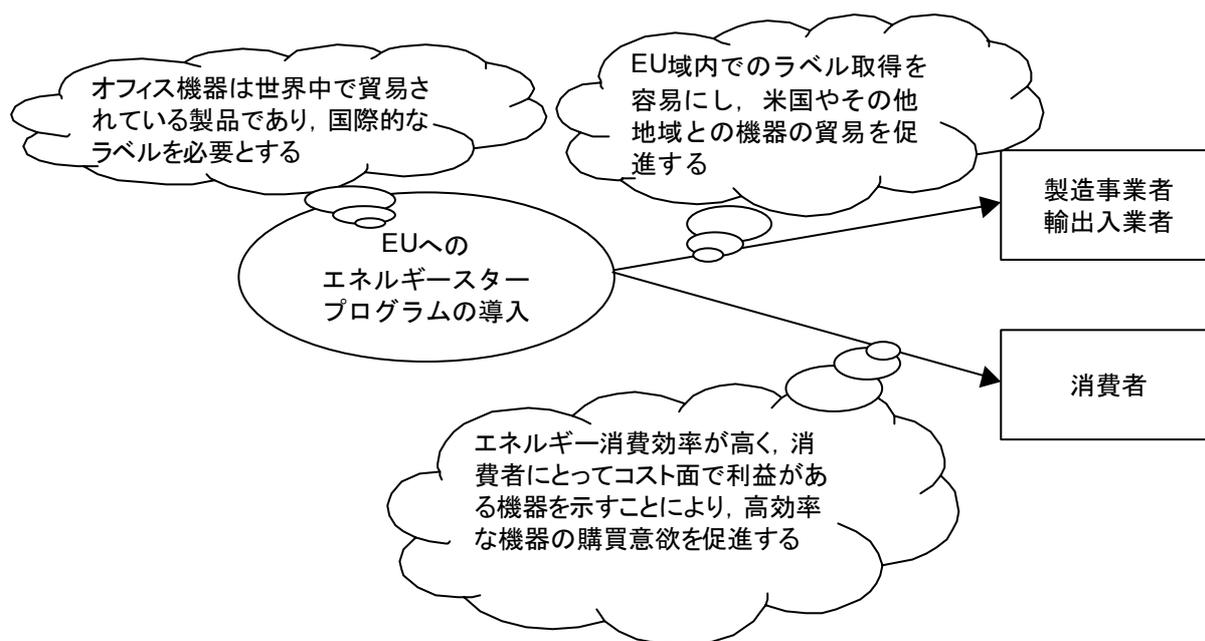


図 11.1 エネルギースターの導入目的

11.2.2 EUにおけるエネルギースター関連法規

EUにおけるエネルギースターは、2001年に公布された、欧州連合理事会の「決定 (Decision, 2001/469/EC)」と欧州議会と連合理事会による「規則 (Regulation, No2422/2001)」の2つの政策によって定められている。欧州連合理事会の「決定」は、欧州におけるオフィス機器へのエネルギースター導入に関する米国政府との調整結果をEU加盟各国に対して告知するものであり、「規則」は、オフィス機器のエネルギースター導入を定めている。この「規則」に基づき、エネルギースターはEU加盟各国に導入された。なお、米国と同様にエネルギースターへの参加は任意である。

表 11.3 EUにおけるエネルギースター導入に関する法規

法規名	内容
欧州連合理事会による決定 (Council Decision 2001/469/EC) 2001年5月14日公布	EU加盟各国におけるエネルギースター導入に関する米国との調整結果を示している。
欧州連合理事会・欧州議会による規則 (Regulation No2422/2001) 2001年11月6日公布	EU加盟各国にエネルギースターの導入の考え方と方針を指示している。

「決定」：個別の加盟国・法人へのEUからの命令等であり、「規則」「指令」ほど強制力はない。

「規則」：加盟各国の国内法に優先する強制力を持つ法規であり、加盟各国は従う義務を持つ。

エネルギースターの導入に当たっては、EU加盟各国の代表で構成される欧州共同体エネルギースター委員会 (European Community Energy Star Board: ECESB) で次のことが検討さ

れ、エネルギースターと他の任意ラベルを共存させていくことが決定された。

- EU のエネルギー政策や EU 指令によるエネルギー消費効率ラベルの設定目的と整合している。
- 消費者に現在欧州で実施されている他の任意ラベリング制度（オフィス機器を対象とする）との間で混乱を生じさせない。

また、EU 加盟各国では、任意のラベリング制度とエネルギースターについて、消費者が混乱しないように調整することが義務づけられている。

11.2.3 対象機器と基準値

対象機器は前述の通り、米国で導入されているオフィス機器（コンピュータ、ディスプレイ、プリンタ、ファクシミリ、プリンタ／ファクシミリ兼用機、郵便機械、複写機、複合機、スキャナ）と同じであり、基準値も整合している。表 11.4 に、EU における試験条件を示す。

なお、エネルギースターロゴを機器に表示する場合、製造事業者・小売事業者・輸入事業者は、欧州委員会に申請・届出を行う。

表 11.4 EU における試験条件

試験条件	コンピュータ、ディスプレイ、プリンタ、ファクシミリ、プリンタ／ファクシミリ兼用機、スキャナ	複写機、複合機
回路インピーダンス	0.25 Ω 以下	0.25 Ω 以下
全高周波ひずみ率*1	5%以内	3%以内
入力電圧（定格電圧）*2	欧州：230±5VRMS 米国：115±5VRMS 日本：100±5VRMS (200±10VRMS)	欧州：230±5VRMS 米国：115±5VRMS 日本：100±5VRMS (200±10VRMS)
周波数	欧州：60±3Hz 米国：50±3Hz 日本：50±3Hz, 60±3Hz	欧州：60±3Hz 米国：50±3Hz 日本：50±3Hz, 60±3Hz
周囲温度	25±3℃	21±3℃
相対湿度	—	40～60%
壁からの距離	—	≤2ft
紙サイズ	—	欧州：A4 米国：8.5”×11” 日本：A4

*1 全高周波ひずみ率：電子機器の信号処理指標の一つである周期信号における高周波成分の割合。

*2 製品の販売場所により条件が異なる。